

十一	十	九	八	七	六	五	四	三	二	一	発行条件等	平成十七年八月二十二日	〇財務省告示第三百四十九号
償還金額	償還期限	発行価格	発行日	振替単位	最低額面金	発行額	発行方法	振替法の適用等	法律及びその根拠	名称及び記号	発行条件等を次のとおり告示する。	平成十七年九月九日	〇財務省告示第三百四十九号
額面金額百円につき百円	償還金を支払う。	額面金額百円につき九十九円九	平成十七年八月二十二日	振替法の規定による振替口座簿	千円	額面金額で七千二百三十七万	日本銀行による借換えのための	成十三法律第七十五号以下	三十九法律第六号）第五條第	割引短期国庫債券（第三百八十	財務大臣 谷垣 禎一	発行した割引短期国債の	昭五十七年大蔵

十 十
三 二

払 場 元
込 所 金
期 支
日 払

平 日
成 本
十 銀
七 行
年

八
月
二
十
二
日